

「小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例(原案の概要)」
 に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	2人
2 意見等の件数	6件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	0件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	登録有形文化財建造物と登録歴史的建造物の同時登録をできるようにすることは、当然であり、むしろ、今まで、それを禁止していたほうがおかしいと思いました。国と小樽市の規制と手続きの重複による不都合がどういふもので、なぜそれを避ける必要があったのか、そのあたりを明らかにして欲しいです。	国の登録有形文化財は、文化財としての価値を維持するため、内部を含む建造物全体を保存の対象としていますが、小樽市登録(指定)歴史的建造物は、歴史的景観を維持するため、外観を保全の対象としています。 一つの建造物において、二つの制度を活用することになれば、各法令に基づく対応が必要となり、改修する際には規制対象の違いや改修を許容する要件の違いにより、一つの行為であっても異なる対応が求められ、国と市それぞれに協議や届出が必要になる場合もあることから、これらの制度の併用を避けてきたところですが、建造物の所有者が二つの制度を活用して、維持保全の負担を軽減できるようにするため、条例改正の検討を行うこととしました。
2	小樽市の登録歴史的建造物の保存修理等に対する補助金・助成金の内容が不十分に感じました。外観保全に対する助成と外観保全に伴う助成の両方も、対象経費の1/3までで限度額有は、支援が手薄過ぎると思います。限度額を撤廃し、せめて対象経費の1/2、できれば2/3、望ましくは全額補助したほうが良いと思います。そうでなければ、余程文化財等に興味がない限り、所有者等は登録せずに売却するか取り壊すか、最悪、放置する可能性が高いと思います。	市としても、建造物の維持保全に係る所有者の負担を軽減する必要があると認識しており、国の支援制度を活用し、所有者に対して更なる支援を行うため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく「歴史的風致維持向上計画」を策定したところですが、また、この計画に定める重点区域内において、市が指定する歴史的建造物を対象とし、国の補助金を活用して補助率や限度額を引き上げるることについて検討しています。
3	定義 第2条(2)より同上第2号に規定する特殊建築物の項目がありません。これらには高層マンションなどが含まれています。削除すべきではないと思います。 また、同じく第2条より(5)景観形成重要建築物等(6)重要眺望地点(7)特別景観形成地区(8)景観形成地区を削除すべきではないと思います。	御意見につきましては、平成20年の条例改正に関する改正事項であることから、今回の条例改正において、改正する予定はありません。
4	第4条の(市長の責務)が(市の責務)に変わっているが、信託を受けた市長が負うべき事であって市で有れば責任の所在がぼやけているのではないか。	
5	第4節大規模建築物等(大規模建築物等の新築等の届出)特別形成地区及び景観形成地区以外において、都市景観の形成に大きな影響を及ぼす等の条例を削除すべきではないと思います。	
6	改正第8章審議会において「第70条 委員は、学識経験者及び市民のうちから、市長が委託する」の市民とあるのは、国民たる住民とすべきだと思います。	

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。